

江戸川区プレミアム付デジタル商品券発行等業務委託 募集要領

1 業者選定の趣旨

江戸川区商店街振興組合連合会が実施する「商品券まつり」において、江戸川区プレミアム付デジタル商品券を発行し、区内商店の活性化を図ることを目的とする。本業務の受託者は、価格だけでなく、システムの利便性・操作性、効果的な事業周知の提案、他地区での導入実績等を総合的に勘案し、本事業に最適な事業者を選定する。

2 委託業務の内容

(1) 委託内容

別紙仕様基準書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(3) 委託金額の上限額

104,571,346円（消費税込み）

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 過去5年以内に自治体または商業団体等において、デジタル商品券並びに同等システムを有するデジタル地域通貨の導入・販売実績を有すること。
- (2) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、または暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団、または暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 提案金額が委託金額の上限額の範囲内であること。
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類

	提出書類	部 数	留意事項
1	参加申込書（様式1）	1部	—
2	会社概要が分かるもの	10部	会社案内パンフレット等
3	見積書	10部	任意様式とする。 ただし、各項目の内訳を記載すること。また、令和6年度及び令和7年度も継続して本事業を受託した場合のシステム利用料概算額を提示すること。
4	事業提案書（企画書）	10部	任意様式とする。
5	他地区での導入実績	10部	任意様式とする。

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参または郵送

イ 提出期限

5月2日（火）必着

(3) 提出場所

江戸川区商店街連合会

〒134-0091 東京都江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階

(4) 営業時間（窓口開設時間）

午前9時から午後4時まで（土日祝日除く）

(5) 本事業者選定に関する経費についてはすべて参加者の負担とする。

※必要書類は、江戸川区商店街連合会のホームページよりダウンロード、または提出場所にて配布する。

5 質問

(1) 質問方法

本要領に関して質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式2）を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問は認めない。

(2) 質問受付期間

4月24日（月）～26日（水）午後5時

(3) 質問送付先の電子メールアドレス

towerhall_edogawa@jcom.home.ne.jp

電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【(事業者名) デジタル商品券発行等業務委託質問】とすること。

(4) 回答方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を4月28日(金)に江戸川区商店街連合会ホームページに掲載する。

6 スケジュール

1	4月24日(月)	申込受付開始
2	4月24日(月)～ 26日(水)午後5時	質問受付期間
3	4月28日(金)	質問への回答
4	5月2日(火)	申込受付締切
5	非公表	第1次審査(書類審査)
6	5月17日(水)	第1次審査結果通知
7	5月25日(木)	第2次審査(プレゼンテーション審査)
8	5月26日(金)	第2次審査結果通知

7 審査

(1) 審査方法

商店会員を中心に選定委員を選出し、選定委員会を組織する。選定委員会は第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

ア 第1次審査(書類審査)

第1次審査は提出書類に基づき審査を行う。上位3者までを第2次審査の対象とし、第1次審査通過者には第2次審査の案内、落選者には第1次審査結果をそれぞれ通知する。

イ 第2次審査(プレゼンテーション審査)

第2次審査は、事業提案書(企画書)の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に答える形式で実施する。当該審査時、本事業受託の責任者となる者の参加を必須とする。所要時間は、30分程度(説明20分、質疑応答ほか10分)とする。

(4) 選定

第1次書類審査及び第2次審査の総合評価により、最も点数の高い者を受託者として選定する。また、受託者の選定結果は、江戸川区商店街連合会ホームページで公表する。

8 提案内容の評価基準

事業者の選定にあたり、以下表のとおり、審査基準を設定し、審査を実施する。

評価項目	審査の着眼点	配点
システムの利便性・操作性	・利用者が使いやすいシステムか。 ・登録店舗が容易にシステムを理解でき、操作できるか。	30点
費用	・業務コストは妥当か。 ・提案内容との整合性は取れているか。	30点
事業周知・PR	・広く事業を周知できる広報手段か。	30点
参加店舗開拓	・効果的な店舗開拓手段か。	10点
他地区での導入実績	・類似業務の受注実績はあるか。	10点

9 その他

- (1) 本事業者選定に関する提出書類は返却しない。
- (2) 本事業者選定において、虚偽の提案を行った者は失格とする。
- (3) 本事業者選定で収集した情報を本業務以外で使用することを禁止します。
- (4) 本事業者選定参加者は参加申込書(様式1)の提出をもって、本要領記載内容を全て承諾したものとみなす。

10 問合せ先

江戸川区商店街連合会

〒134-0091 東京都江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階

電話 03-5667-2281

FAX 03-5674-3341

電子メールアドレス towerhall_edogawa@jcom.home.ne.jp